

3総防管第3564号  
令和4年1月7日

東京建設業協会 御中

東京都知事  
小池 百合子  
(公印省略)

「オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応」について

日頃より、東京都の施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

オミクロン株が、東京でも急速に拡大し始めており、感染者数の急速な増加を放置すれば、医療提供体制の逼迫に繋がるのみならず、社会活動の基盤すら揺らぎかねない事態に陥ることも危惧されます。

こうした状況を踏まえ、令和4年1月7日開催の東京都新型コロナウイルス感染症対策本部において、1月11日から1月31日を期間とする「オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応」を決定いたしました。

その概要は、①都民向けの協力依頼（少人数、短時間での会食の実施についての協力依頼等）、②事業者向けの協力依頼等（認証を受けた飲食店等については、同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とすることについての協力を依頼、5人以上とする場合は「TOKYOワクション」等の活用を強く奨励等）、③イベントの開催制限（人数上限や収容率等の規模要件に沿った開催要請、感染防止安全計画の策定による規模要件の緩和等）等です。

なお、2月1日以降の取扱いについては、別途お知らせいたします。

皆様におかれましては、すでに感染拡大防止のための取組を推進していただいているところでございますが、より一層の御協力を賜りますとともに、関係者の皆様への周知等につきまして、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます。

なお、都は、皆様からの問合せに対応するコールセンター「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター（電話：03-5388-0567）」を設置しております。併せまして、関係者の皆様に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【送付資料】

令和4年1月7日「オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応」

【参考資料等】

「TOKYOワクション」公式サイト

<https://tokyo-vaction.jp/>

令和3年11月19付事務連絡「イベント開催等における感染防止安全計画等について」

[https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu\\_event\\_kansenboushi\\_anzenkeikaku.pdf](https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_event_kansenboushi_anzenkeikaku.pdf)

※以上の他、「東京都緊急事態措置等に関する資料送付の方法について」を  
同封しておりますので、併せて御確認のほど、よろしくお願いいたします。

# オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応 ～都民・事業者向けの協力依頼・要請～

---

令和4年1月7日  
東京都

## 1. オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応

---

(1) 区 域 都内全域

(2) 期 間 令和4年1月11日（火曜日）0時から1月31日（月曜日）24時まで

(3) 対応の概要

感染者数の急速な増加は、医療提供体制の逼迫のみならず、社会活動の基盤すら揺らぎかねない事態に陥ることも危惧

直面する感染拡大に備え医療提供体制を強化しつつ、都民、事業者、行政が一体となって、この危機感を共有し、感染防止に対する強い意識と自主的な取組により、感染拡大を防止

### ①都民向け

- ・「三つの密」の回避等をはじめとした、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
- ・発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力を依頼
- ・感染に不安を感じる都民に対して、検査を受けることを要請  
(新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第24条第9項) 等

### ②事業者向け

- ・「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している飲食店等に対し、同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力を依頼  
(5人以上とする場合は、TOKYOワクション等の活用を強く奨励)
- ・業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項) 等

## 2. 都民向けの協力依頼・要請

- 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
- 感染防止を強く意識し、感染リスクの高い場所への外出や、リスクの高い行動は控えるよう協力を依頼
  - ・ 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼。なお、緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、極力控えるよう協力を依頼
  - ・ 業種別ガイドライン等を遵守している施設を利用するよう協力を依頼
  - ・ 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行などを控えるよう協力を依頼
  - ・ 会食は、少人数、短時間で実施するよう協力を依頼
- 感染に不安を感じる都民に対して、検査を受けることを要請（法第24条第9項）

## 3. 事業者向けの協力依頼等

### (1) 飲食店及び飲食に関連する施設への協力依頼

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
遊興施設 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力を依頼 5人以上とする場合には、TOKYOフクシオン又は他の接種証明書、陰性証明書等を活用することを強く奨励</li> <li>・ 認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼</li> </ul> </li> </ul>
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力を依頼</li> <li>・ 酒類の提供・持込は、11時から21時までの間とするよう協力を依頼</li> </ul> </li> </ul>
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● カラオケ設備を提供している店舗               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼</li> </ul> </li> <li>● 上記の店舗に共通の要請               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）</li> </ul> </li> </ul>

### 3. 事業者向けの協力依頼等

#### (2) その他の施設への協力依頼等①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● イベントを開催する場合、規模要件に沿った施設の使用を要請 (法第24条第9項)</li> <li>● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼</li> <li>● 長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼</li> <li>● 混雑時の入場者の整理等を実施徹底するよう協力を依頼</li> <li>● 業種別ガイドラインの遵守を要請 (法第24条第9項)</li> </ul>
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂、葬儀場 等	
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館 (集会の用に供する部分に限る。)	
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
遊技場 (第9号)	メージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地 等	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、図書館 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等	
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	

### 3. 事業者向けの協力依頼等

#### (2) その他の施設への協力依頼等②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 以下の事項を徹底するよう協力を依頼               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的な感染防止策の実施</li> <li>・ 大学等においては、部活動、課外活動、学生寮における基本的な感染防止策、飲み会等に関する学生等への注意喚起</li> <li>・ 大学等においては、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知すること</li> <li>・ 大学等においては、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応すること</li> </ul> </li> </ul>
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学 等	

### 3. 事業者向けの協力依頼等

#### (3) イベントの開催制限

- イベント主催者等に対して、以下の規模要件に沿った開催を要請（法第24条第9項）

施設規模 イベント類型	施設の収容定員（※2）		
	～5,000人以下の施設	5,000人超～10,000人の施設	10,000人超の施設～
大声なしの イベントの場合 （※1）	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
		「感染防止安全計画」（※3、※4）を策定した場合 → 収容定員まで可	
大声ありの イベントの場合 （※1）	収容定員の半分まで可		

※1 大声ありのイベント・・・観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することを積極的に推奨するイベント又は必要な対策を十分に施さないイベント

大声なしのイベント・・・上記以外のイベント

※2 収容定員が設定されていない場合

・大声ありのイベント：十分な人と人との間隔（できれば2m、最低1m）を確保

・大声なしのイベント：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保

※3 感染防止安全計画を策定できるのは、「大声なし」のイベントのみ

※4 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

- 接触確認アプリ等を活用するよう協力を依頼
- TOKYOワクション又は他の接種証明書、陰性証明書等を活用することを強く奨励
- 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）

#### (4) 職場への出勤等

テレワークの推進や、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼